

奥州市集会施設整備費補助金(エアコン整備)の概要

1 趣旨・目的

地域コミュニティ活動の拠点である集会所へのエアコン設置を予定している市内の町内会等に対し、冷暖房空調設備であるエアコンの設置に対する補助金を交付し、年間を通した安全かつ快適な活動環境の整備を図る。

2 補助内容

(1) 補助率及び補助上限額

- ①補助率は従来の「集会施設整備費補助金」にあわせ、経費の2分の1に相当する額とする。
- ②上限額は25万円とする。(1,000円未満の端数があるときは切り捨てた額)

(2) 要件等

- ①整備するエアコンは、日本産業規格 C9901 に基づく 2027 年度又は 2029 年度を目標年度とする省エネルギー基準達成率が100パーセント以上の製品とする。
- ②整備するエアコンは新品（未使用品）とし、リース品、レンタル品は対象外とする。
- ③既設エアコンの修繕は補助の対象外とする。

※「省エネルギー基準達成率 100%以上」の製品

省エネ基準達成率は、省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に基づき定められた製品ごとに設定され、省エネ性能の目標基準値をどの程度達成しているかを示す指標であり、この指標をクリアした製品であることを要件とする。

【確認方法】

- ・カタログなどの統一省エネラベル（下図）
- ・経済産業省 資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイトの各メーカーの製品情報」



(3) その他

冷暖房空調設備（エアコン）の設置に係る補助金については、1集会施設につき1回限りとする。